

第15回

平成28年1月26日

# 著作権侵害

権利侵害と言えるためには  
その対応はどうする

白鷗大学  
杉山 務

## 権利侵害とは

- 1 自分に主張できる権利があって
- 2 相手が権利を侵害しており
- 3 相手に正当な権限がない  
場合が権利侵害となる

## 主張できる権利の著作物

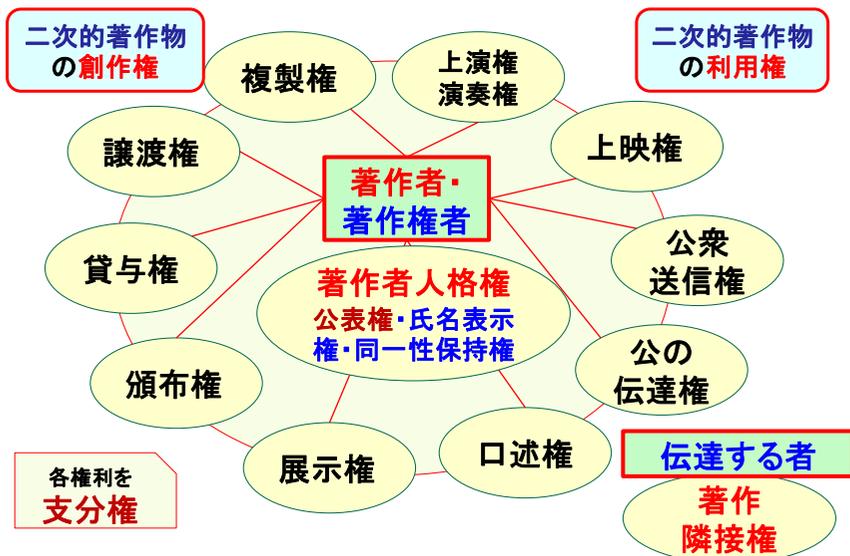
10条



### 著作権の対象

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型  
その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

## 主張できる権利



## 権利侵害の態様

### 著作物の無断利用

- ・ 利用者本人の名義の元に利用 盗作, 剽窃  
 内容が類似していても, 独自に作成すれば侵害でない  
 作風の模倣は盗作でない(生け花, 茶道, 絵画, 書道)
- ・ 著作物に著作者(著作権者)名を附して利用  
 海賊版, 音楽著作物の無断演奏 レコードの無断演奏  
 映画の無断再上映 無断翻訳

### 許諾の範囲外の利用

### 著作物の不当利用

## 権利侵害の態様

### 許諾の範囲外の利用

出版の許諾を得た者がその著作物を舞台上で上演  
 音楽著作物の演奏の許諾を得たものがその著作物を  
 放送に利用

### 著作物の不当利用

形式的に許諾の範囲内だが利用の仕方が甚だしく著作  
 権者の意図に反する (113条⑥)

例. 劇場における上演の許諾を得た者が, 通常の劇場でなく, ス  
 トリップ劇場で上演した場合

## 著作権の侵害

### 損害賠償請求

- ・ 故意又は過失により権利を侵害した者に対して、侵害による**損害賠償**の請求ができる(民法709条)
- ・ 侵害を被った者は損害の額を立証しなければならないが、その立証負担を軽減するために、侵害による**損害額の「推定」**ができる旨規定(114条)

### 差止請求

- ・ 著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して、「侵害行為の停止」を請求
- ・ 侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を請求(112条、116条)

### 不当利得返還請求

### 名誉回復等の措置の請求

## 著作権の侵害

### 損害賠償請求

### 差止請求

### 不当利得返還請求

- ・ 他人の権利を侵害することにより、利益を受けた者に対して、侵害を被った者は、侵害者が侵害の事実を知らなかった場合には、その利益が残っている範囲での額を、知っていた場合には、利益に利息を付した額を、それぞれ請求することができる(民法703条、704条)
- 例えば、自分で創作した物語を無断で出版された場合、その出版物の売上分などの返還を請求できる

### 名誉回復等の措置の請求

- ・ 著作者又は実演家は、侵害者に対して、著作者等としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができる(115条、116条)
- 例えば、小説を無断で改ざんして出版されたような場合、新聞紙上などに謝罪文を掲載させるなどの措置がこれに当たる

## 著作権の侵害とみなされる行為

次の行為は、直接的には著作権の侵害には該当しないが、実質的には著作権の侵害と同等のものなので、法律によって「侵害とみなす」とこととされている

- 外国で作成された**海賊版**(権利者の了解を得ないで作成されたコピー)を国内において販売や配布する目的で「**輸入**」すること(113条1項1号)
- 海賊版を海賊版と**知っていながら**、「販売・配布」したり、販売・配布する目的で、コピーされたものを「**所持**」すること(113条1項2号)
- 海賊版のコンピュータ・プログラムを会社のパソコンなどで「業務上使用」すること(使用する権原を得たときに海賊版と**知っていた場合に限る**)(113条2項)
- 著作物等に付された「**権利管理情報**」(「電子透かし」などにより著作物等に付されている著作物等、権利者、著作物等の利用条件などの情報)を不正に、付加、削除、変更すること
- 権利管理情報が不正に付加等されているものを、そのことを**知っていながら**、販売したり送信したりすること(113条3項)
- 著作者の「名誉・声望を害する方法」で、著作物を利用すること(113条5項)

## 権利侵害の態様



**著作権侵害とみなされる場合** (113条5項)

国外頒布用の商業用**レコード**を輸入、頒布、所持する行為

**音楽CD逆輸入禁止** (商業用レコードの国内還流)

海外で合法的にライセンス生産された日本の音楽CDが、逆輸入により日本で格安に販売されるのを防止するために、**4年間**の輸入禁止期間を設ける

**第一譲渡後の国際消尽** <26条の2第2項5号>

## 著作者人格権侵害

### 公表権

公表するか否か，公表の方法・条件，公表を妨害する行為，公表の条件を破る行為

### 氏名表示権

氏名・称号を変更，削除，無記名に**実名**を表示  
著作者名の削除を許容；利益を害せず**慣行**がある場合

## 著作者人格権侵害

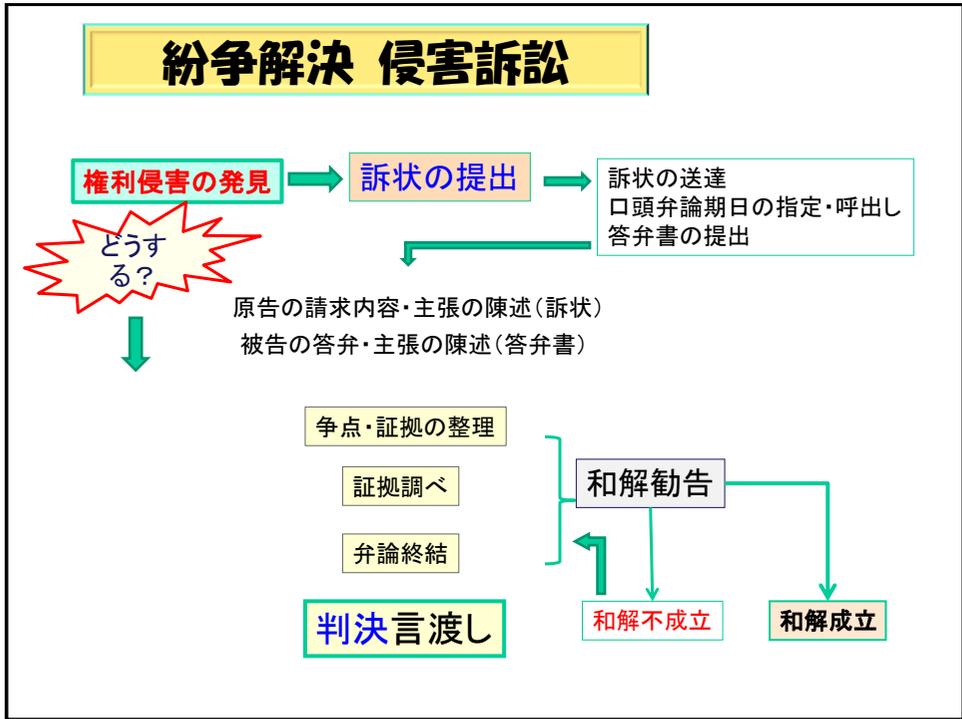
### 同一性保持権

著作物の**題号**それ自体は著作物ではないが，  
無題改変は侵害

#### 著作権侵害とならない場合

学校教育の目的からやむを得ない**用字・用語**の改変  
建築物の増改築，修繕模様替え  
ソフトのバグ修正，バージョンアップ  
その他，やむを得ない改変

著作者人格権の侵害と擬制される場合（113条）



## 相談、あっせん、調停、仲裁

**相談**: 物事を決めるために他の人の意見を聞いたり、話し合ったりすること。またその話し合い

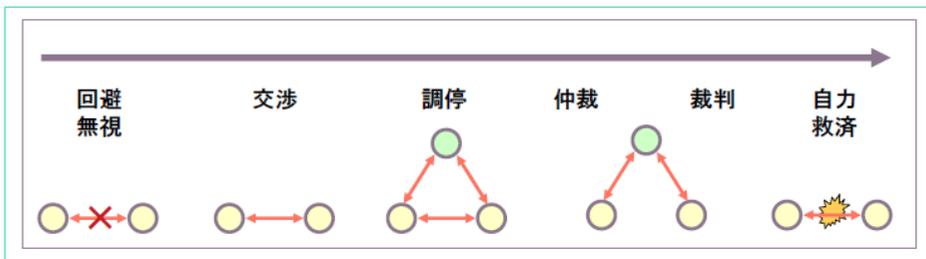
**あっせん**: 第三者が、当事者の対立する主張を聞いたうえで、当事者に対し、和解を勧めること

**調停**: 当事者間の紛争を、当事者自身が合意により解決することができるように、第三者(調停人)が支援するプロセス

**仲裁**: 紛争当事者が第三者(仲裁人)に紛争の解決を委ね、仲裁人の判断に従うことで解決する方法  
仲裁判断は、原則として拘束的である

### 調停とは

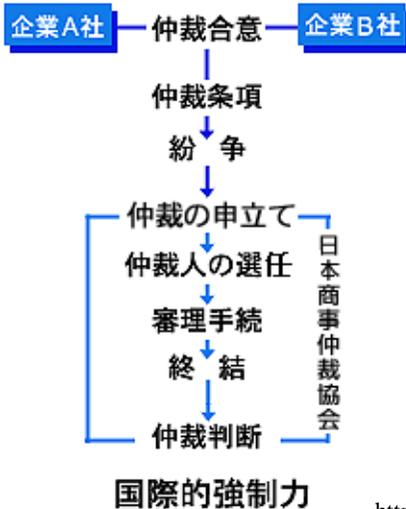
調停人が紛争当事者に解決案を示す等して、紛争当事者間の和解による紛争解決を図る手続



「調停」は、三者関係により行われる。調停では、調停人が両当事者の話し合いのプロセスに介入することにより、よりよい交渉を可能にする。調停人とそれぞれの当事者の話し合いも行われるが、両当事者間の話し合いも行われる。

(社)日本商事仲裁協会、日本仲裁人協会の「調停人養成教材作成委員会」の「調停人養成教材・基礎編(2004年度版)」より引用(一部改変)

## 仲裁による紛争解決方法



当事者の合意により創設された**私的裁判所**による、自主的な紛争解決を目的とする制度

裁判と並ぶ**強制的紛争解決手段**

<http://www.jcaa.or.jp/arbitration/court.html>

## 裁判と仲裁の比較

### 「裁判官」

当事者が選べない

対審及び判決言渡しは公開

### 「三審制」

上訴ができる反面、長期化し、非経済的である

判決の国際的強制に関する多数国間条約の不存在

### 「仲裁人」

当事者が紛争の事案に応じて自由に選べる

仲裁手続及び仲裁判断は**非公開**

### 「一審制」

早期解決が図れ、経済的である

**ニューヨーク条約**による仲裁判断の国際的強制力

## 紛争解決斡旋制度

- 著作権等に関する紛争が生じた際、第三者が関与して解決する制度としては、**訴訟**、**民事調停法に基づく調停制度**などがある
- 著作権等に関する紛争の特殊性から、実情に即した簡易、迅速な解決を図るために、著作権法においては、「**紛争解決斡旋制度**」が設けられている(105条~111条)
- **紛争解決斡旋制度**は、著作権法に規定する、著作者人格権、著作者の権利、著作隣接権などに関する紛争を解決するため、**文化庁に申請**する
- 申請は紛争当事者の両者が行うことが原則だが、一方の当事者のみの申請であっても、他の当事者が**同意**すれば、斡旋は行われる
- 斡旋は、斡旋委員により、申請のあった内容について、当事者を交えて、**実情に即した解決**を目指して行われる
- 争点があまりにもかけ離れているなど解決の見込みがないときは、斡旋が打ち切られることがある
- 斡旋委員により得られた斡旋案を、受け入れるかどうかは当事者の**自由意志**による

## 日本知的財産仲裁センター



日本知的財産仲裁センター  
Japan Intellectual Property Arbitration Center

日本弁理士会と日本弁護士連合会が設立(1998年)  
知的財産権の分野での紛争処理を目的とした**ADR**  
(Alternative Dispute Resolution: **裁判外の紛争解決手段**)機関

<http://www.ip-adr.gr.jp/>

### 業務内容

**相談** 知的財産に関する紛争の解決及び予防のための相談

**調停** 当事者が合意して和解契約

**仲裁** 仲裁人の判断に強制力を持たせて紛争の解決

**センター判定** 対象物が権利範囲に属しているか否か

**事業適合性判定** 事業等に影響を与える先行特許評価

**センター必須判定** 特許が対象技術標準規格に必須か判定

**JPドメイン名紛争処理** 登録商標等が他人による不正目的登録か

ご清聴 ありがとうございます

14【○】45購入者から買い取った中古の音楽CDを販売する行為は、その音楽の著作権者が、CDの中古販売をしないことを条件にその販売を許諾し、CDのパッケージにも中古販売を禁止する旨の文言が明記されている場合であっても、譲渡権の侵害とはならない。50%＜法律が優先＞消尽26条の2②1

16【○】51聴衆が、自分で視聴するために、コンサートをビデオカメラで撮影することは、歌手の著作隣接権を侵害しない。45%＜私的使用の複製＞

17【×】55歌手は、その歌唱によって著名となった曲を、他の歌手がカバーする場合には、補償金の支払を請求することができる。45%＜歌手は伝達者で曲の権利はない＞

21【×】82 オペラの上演において、オペラ歌手の歌う場面を無断で写真撮影する行為は、そのオペラ歌手の著作隣接権侵害になる。35%＜著作隣接権はオペラであり歌手ではない＞

22【×】83 ギタリストがスタジオで録音を行った演奏が未公表である場合には、そのギタリストは当該演奏について公表権を有する。20%＜実演家に公表権はなし＞

3 著作者人格権として、【⑦公表権】【⑧氏名表示権】【⑨同一性保持権】があり、この権利は、【⑩一身専属】で相続の対象とならない。しかし、名誉・声望を害する行為には遺族が提訴できる。18, 19, 20条59条

4 観音像仏頭部挿げ替え事件において、知財高裁は、仏頭部を本件原観音像制作当時の仏頭部に【⑪原状回復】する措置や【⑫謝罪広告】を掲載する措置、【⑬公衆の閲覧】に供することの差止めについては、いずれも、名誉、声望を回復するための適当な措置等とはいえないとして、元の作者の名誉、声望を維持するためには、【⑭事実経緯】を広告文の内容として摘示、告知すれば足りると判断した。＜光源寺＞なぜこういう判断をしたのでしょうか

【問題3】会社甲が、自社の新人採用に使用する入社案内の作成をパンフレット専門会社乙に依頼する場合、次年度以降、会社甲が自社の社員だけでその納品された会社案内を次年度用として更新する予定であれば、著作権法上乙とのトラブルを避けるために必要となる理由とともに説明せよ。

【解説】無断での変更は、同一性保持権の侵害となるから、契約書において、納品された入社案内の著作権を甲に譲渡する旨と共に、乙が同一性保持権を行使しない旨、又は甲による変更を認める



## ま と め

著作権法の授業は終了です

成果を確認する試験に向けて十分な準備をしましょう

**ご清聴 ありがとうございました**

杉 山 務